大阪府

資料①

©2014大阪府もずやん

2020年11月6日 行動変容プログラムフォローアップ研修会

新型コロナウイルス感染症拡大における今年度の健診・検診の受診状況について

大阪府　健康医療部健康推進室　　健康づくり課
国民健康保険課

大阪府における新型コロナウイルスの発生状況

新型コロナウイルスの発生状況（10月13日時点）

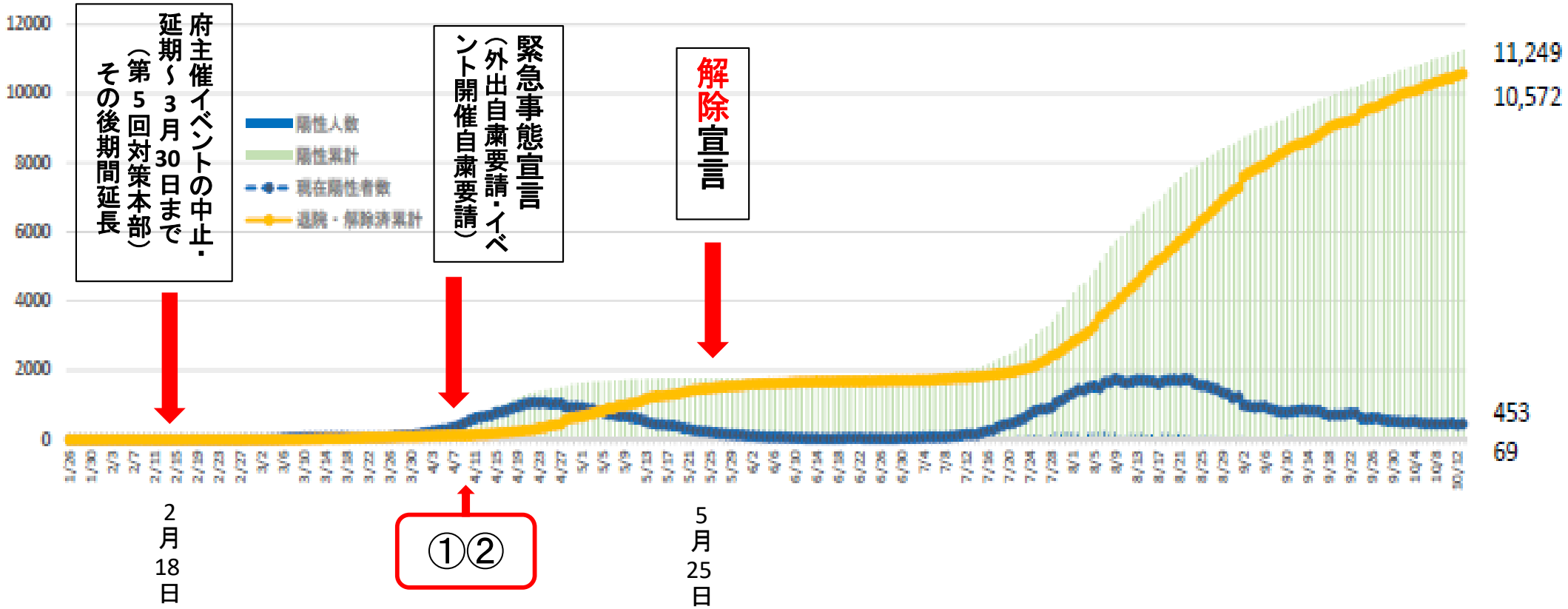

①「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・保指導等における対応ついて 」
（令和２年４月８日付厚生労働省通知）

②「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた健康増進事業の実施に係る対応について」
（令和２年４月14日付厚生労働省事務連絡）

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・保指導等における対応ついて 」

（令和２年４月８日付厚生労働省通知）

保保発 0408 第１号
保国発 0408 第１号
保高発 0408 第１号
保連発 0408 第２号
令和２年４月８日

都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
　後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
共済組合所管課（室）
御中

厚生労働省保険局
保　険　課　長
（公印省略）
国民健康保険課長
（公印省略）
高齢者医療課長
（公印省略）
医療介護連携政策課長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健康診査・特定保健指導等における対応について

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第１項に基づき、緊急事態宣言（別添１）を行い、埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫及び福岡の７都府県（以下「対象地域」という。）がその対象とされたところです。

当該緊急事態宣言を踏まえ、対象地域における特定健康診査・特定保健指導及び高齢者健康診査（以下「特定健康診査等」という。）並びにその他の保健事業の実施については、下記のとおりとしますので適切な対応及び貴管内の保険者等への周知徹底をお願いします。

なお、保険者努力支援制度、後期高齢者支援金の加算・減算制度及び後期高齢者医療制度の保険者インセンティブの取扱いについては、令和２年３月31日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う特定健康診査・特定保健指導等における対応について（再注意喚起）」（以下「事務連絡」という。）において連絡しているとおり、新型コロナウイルス感染症による特定健康診査等の実施率等への影響等を踏まえて、関係者と調整しつつ検討することを予定しています。

記

1　対象地域に居住する住民を対象とする特定健康診査等及び対象地域に所在する医療機関等で実施する特定健康診査等については、少なくとも緊急事態宣言の期間において、行わないこと。
　ただし、電話、電子メール等を活用して行う特定保健指導はこの限りでない。

2　１以外の特定健康診査等について、その実施の必要性の検討に当たっては、事務連絡及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（別添２）を踏まえ、十分に留意すること。

3　保険者は、加入者に対し、１に該当する特定健康診査等を実施しない旨周知を行うこと。また、特に集合契約を結んでいる代表保険者においては、保険者協議会の仕組み等を活用して、契約の相手方である医療機関等の代表者や医療関係団体をはじめとする関係者に対し、緊急事態宣言の期間中、特定健康診査等を実施しないことを適切に周知すること。

4　対象地域に居住する住民を対象とする特定健康診査等以外の保健事業及び対象地域に所在する医療機関等で実施する特定健康診査等以外の保健事業については、少なくとも対面形式や集合形式等によるものは行わないこととし、それ以外の保健事業については実施時期、実施方法について再検討した上で、その内容に応じて実施の可否について判断すること。
　なお、外出自粛により、高齢者を中心に生活が不活発になる等の健康影響が危惧されることから、感染防止に十分留意した上で、加入者に対して情報提供を行うなど各保険者等の柔軟な取組みにより、加入者の健康維持のための適切な支援を進めていただきたいこと。

以上

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた健康増進事業の実施に係る対応について」
（令和２年４月14日付厚生労働省事務連絡）

事　務　連　絡
令和２年４月１４日

各 ［都道府県／保健所設置市／特別区］ 健康増進事業担当課　御中

厚生労働省健康局健　康　課
厚生労働省健康局がん・疾病対策課
厚生労働省医政局歯科保健課

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
健康増進事業の実施に係る対応について

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部長が、令和２年４月７日に新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第１項に基づき、緊急事態宣言を行い、埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫及び福岡の７都府県がその対象とされたところです。各地方自治体における健康増進事業実施担当部局においては、当該緊急事態宣言を踏まえ、健康増進事業について、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。また、都道府県においては、管内市町村への周知徹底を図るようお願いします。

なお、令和２年３月２日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う健康増進事業の実施に係る対応について（注意喚起）」は廃止します。

記

１　健康増進法に基づく健康診査等の各種健診・保健指導等（以下単に「各種健診・保健指導等」という。）であって集団で実施するものについては、

○　新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第１項第２号で指定される都道府県内の市町村及び「感染拡大警戒地域※」とされる感染状況が拡大傾向にある地域の市町村においては、原則として実施を延期すること。

○　それ以外の市町村においては、当面の間における実施の必要性を改めて検討するとともに、必要に応じて延期等の措置を行うこと。なお、実施する場合には、感染拡大防止の観点から、必要に応じ、集団で行う会場等では、マスクの使用・手洗い場の確保、体調不良受診者の事前の把握（受付時の発熱等症状の確認など）、会場入口へのアルコール消毒液の設置など適切に対応されたい。

また、延期等により、各種健診・保健指導等受診できない者には、別の機会に各種健診・保健指導等を受ける機会を設けること。

２　当該健康増進事業の社会的必要性等を踏まえ、訪問指導等で家庭を訪問する場合には、感染拡大防止のため、以下の点に留意すること。

(1)　訪問に際し、訪問する家庭の対象者や家族に発熱や咳、くしゃみなどの呼吸器症状がないか確認すること。

(2)　事業従事者は、訪問時における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、咳エチケットの徹底を行う等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

３　個別で実施する各種健診・保健指導等については、当該実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。なお、実施する場合には、２に準じて、対象者の症状の有無の確認、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

（参考）
○厚生労働省HP新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

※感染拡大警戒地域
新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和２年４月１日）において以下の地域と定義されている。

○　直近１週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その１週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（爆発的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近１週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その１週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。

○　重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種検診等における対応について」（抜粋）　（令和２年５月26日付厚生労働省通知）

健活10 Osaka wellness action

第１　緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等の実施について

１　健康増進法に基づく健康診査等の各種健診・保健指導の実施について

・地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施すること

・延期等により各種健診・保健指導等を受診できない者に対し、別に各種健診・保健指導等を受ける機会を設けること

２　特定健康診査・特定保健指導及び後期高齢者健康診査並びに保険者が行うその他の保健事業について

・地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施すること

・地域における特定健康診査等の実施方針については、保険者及び医療機関等との合意の上で決定すること
その際、特定健康診査等の実施が地域の医療機関等の負担とならないよう十分に留意すること

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種検診等における対応について」（令和２年５月26日付厚生労働省通知）

・保険者は、特定健康診査等の実施方針について、加入者に対し周知を行うこと
　医療機関等の代表者や医療関係団体をはじめとする関係者に対し、特定健康診査等の実施方針を適切に周知する
・延期等に受診できない者に対し、別に特定健康診査等を受ける機会を設けること
・昨年度、受診勧奨域の者について、受診勧奨に努める等、重症化予防のための適切な処置を行う

第２　各種健診等を実施する際の感染症防止等について

各種健診等を実施する場合には、適切な感染拡大防止策等を講じた上で実施すること

１　各種健診等を集団で行う会場等では、マスクの使用、会場入口へのアルコール消毒液の設置や手洗いなどによる手指衛生の徹底、体調不良受診者の事前の把握など適切に対応すること

２　訪問指導等で家庭を訪問する場合について
・訪問に際し、訪問する家庭の対象者や家族に発熱や咳、くしゃみなどの呼吸器症状がないか確認すること
・事業従事者は、訪問時における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、咳エチケットの徹底を行う等、感染機会を減らすための工夫を行うこと

３　対象者に対し各種健診等を個別に実施する場合についても、２に準じて工夫を行うこと

４　感染予防策について、政府が公表している資料等を用いて適切に周知すること

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うがん検診の実施状況（42市町村分から）

－令和2年10月16日付け健第2475号によるがん検診の実施状況調査結果より－

1　がん検診受診者数の実績

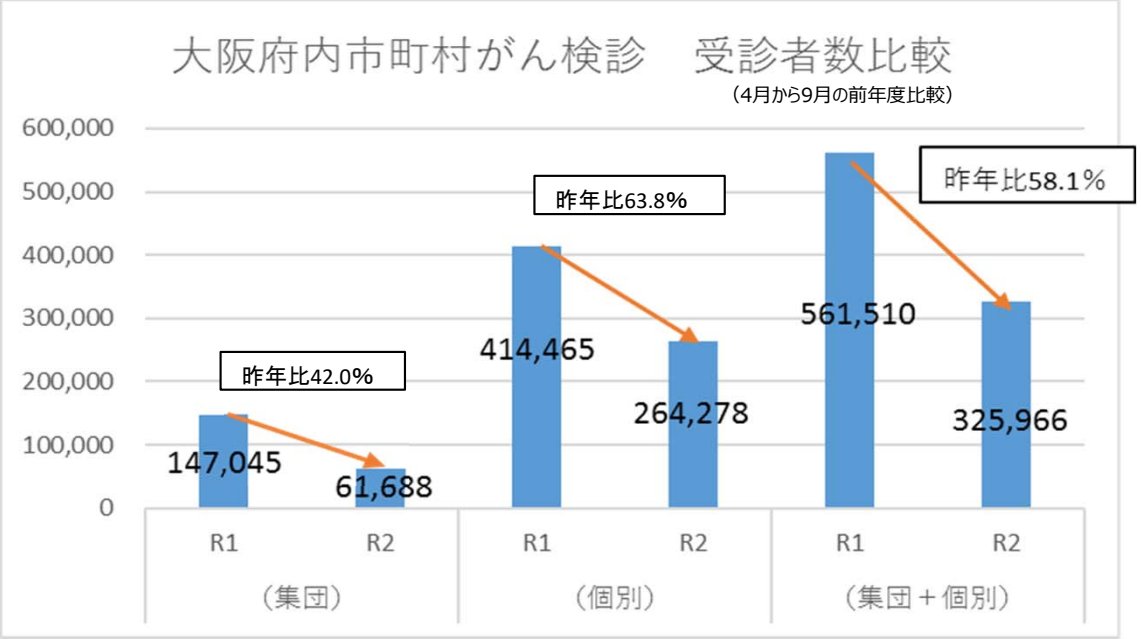

2　集団検診において新型コロナ感染症の拡大防止のための対策

・1回あたりの定員を減らして実施。
・受付時間を細かく区切って指定。
・検温・マスク着用・手指消毒の徹底。
・検診会場の換気、ソーシャルディスタンスの確保、会場・検査機器の擦拭消毒を実施。
・事前に新型コロナウイルス感染症に関する注意書きを送付。
・胃がん検診時の下剤服薬用の飲用水を設置せず、自宅で内服薬を行うよう案内。
・車検診車内での着替え不可とし、服装準備のお願いと当日更衣室の設置を行った。
・健診時の健康相談（保健指導）を簡素化。
・受診票をあらかじめ郵送し、記入して当日持参するよう依頼。

3　新型コロナ感染症の影響により中止等となった集団検診を補填するための対応

・別日程への振り替え若しくは個別検診での受診を案内。
・今後の検診日程や受入人数を増やして対応。
・協会けんぽの特定健診中止を受け、同枠について全市民対象のがん検診に振り替え実施。
（・様子を見ながら、受診者数を増やす方向で検討。）

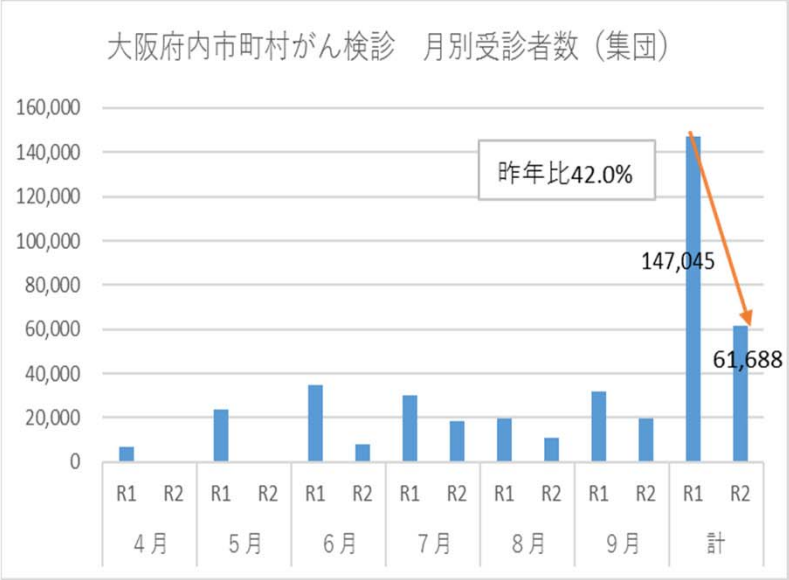

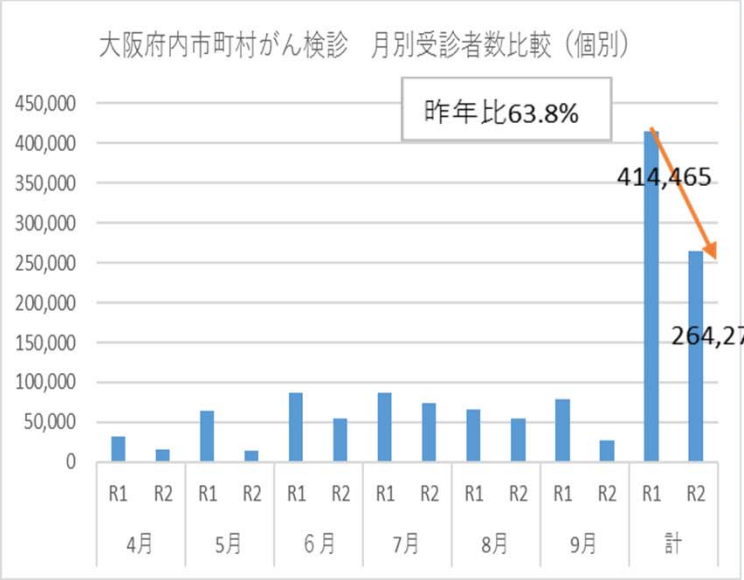

4　コロナ禍における受診者増に向けた対策

・広報、ちらしの配布、市公式Twitterで感染防止対策を徹底して行っているうえで健診を実施していることを周知。
・厚生労働省の受診勧奨リーフレットをSNSで発信。
・個別に受診勧奨はがき等を送付。
・10月にがん検診受診勧奨キャンペーンとして、市役所に啓発展示を実施。
・受診強化月間を設定し、新聞広告等で受診勧奨を実施。
・医師会と連携し、患者に対し、かかりつけ医からがん検診受診を呼び掛けていただけるよう依頼文を医療機関あて発出。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市町村国保特定健診の実施状況

―令和2年10月16日付け健第2475号によるがん検診の実施状況調査結果(42市町村)より―

1　特定健診受診率の実績

	対象者数（人）	受診率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	受診者計（人）	受診率（計）
42市町村	1,240,220	H30年度	0.46%	2.20%	3.53%	2.94%	2.00%	2.57%	3.85%	3.85%	2.29%	2.16%	3.38%	4.83%	422,509	34.07%
42市町村	1,296,442	R1年度	0.43%	2.14%	3.13%	2.82%	1.96%	2.68%	3.35%	3.17%	2.13%	2.23%	3.07%	3.49%	399,739	30.83%
42市町村	1,299,908	R2年度	0.10%	0.15%	1.71%	2.34%	1.02%	0.54%							75,571	5.86%

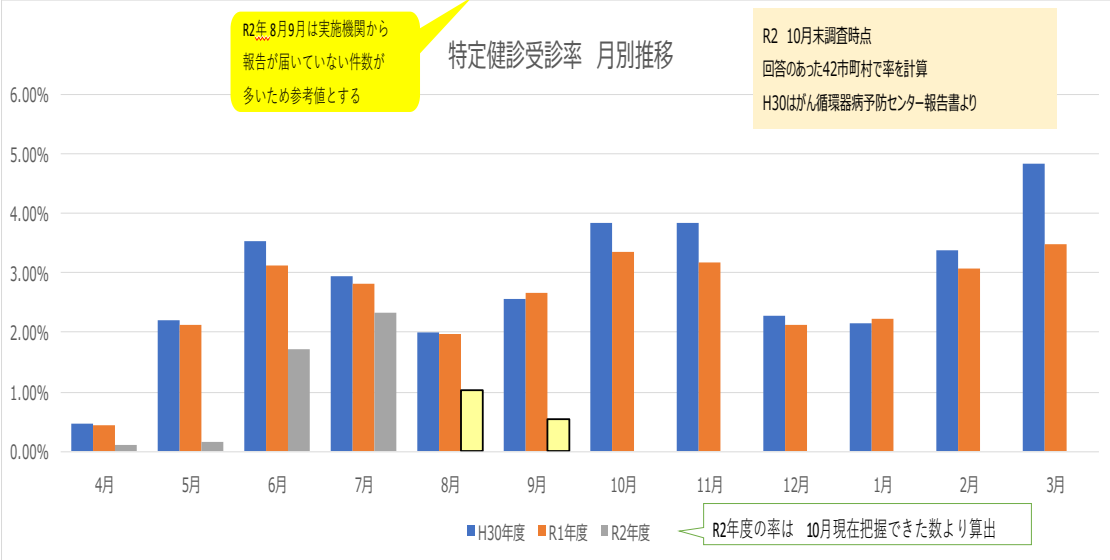

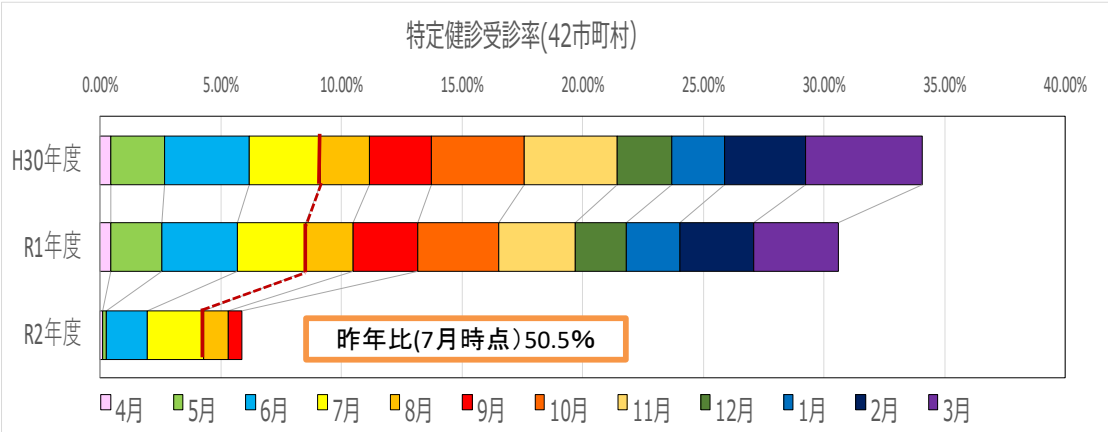

2　集団健診について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対策

●呼び出し
・1回あたりの定員を縮小・2部制にする・すべて予約制にする・10分ごとに呼び出す

●健診事前対応
・新型コロナウイルス感染症の対応、体温表、感染チェックリスト等を事前に送付
・マスクを送付し、当日家からつけてもらう・問診票等を事前に送付し自宅で記入

●体制の工夫
・集団健診を中止・広い会場に変更・導線を工夫・待合の椅子の間隔をあける・換気
・統一した感染症対策を実施するため、他施設での実施予定を保健センターで実施
・受診者へ、当日検温、手指消毒、マスクの着用　・アクリル板での飛沫飛散防止
・スタッフのマスク、フェイスシールドの着用　・健診会場、健診器具を都度消毒
・当日の説明等を口頭でなくパネルで見てもらうようにした

●その他
・個別健診を受けるときには必ず事前に電話するように周知した

3　新型コロナウイルス感染症の流行に伴う受診者数の減少に対する対策

・集団健診が定員に達していた場合、問い合わせがあった場合等に個別健診への案内
・個別健診を実施している事を広報等で周知
・自粛期間中できなかった集団健診を後半に実施できるように調整
・定員を縮小したため、回数を増やして実施予定

4　その他、コロナ禍における受診者数の増に向けた対策

・未受診者への受診勧奨を1回から2回に増やした（受診勧奨を強化）
・未受診者へ健診の振替日等の案内と、受診控えをしない旨を記載した個別ハガキを通知
・個別通知に医療機関受診時の注意事項を記載したチラシを同封
・医療機関で健診を実施している事を周知
・感染対策を講じた上で健診を実施している事を広報等で周知(安心して健診をうけてもらう)
・広報やFMラジオなどで健診を周知
・「生活習慣病をお持ちの方は、新型コロナウイルスに感染すると重症化しやすいといわれています」「健診で体の状態をチェックし、生活習慣の改善や治療に取り組むことは、新型コロナウイルスの感染症対策にもなります」というリーフレットを作成し受診勧奨時等に配布
・健診啓発ポスターを市内広報板に掲示

家庭訪問で・・・
住民は外出を控えているため、会える機会が多い
新型コロナ感染の不安から受療を控えている方には適切な医療につなげている

大阪府の
がん検診・特定健診

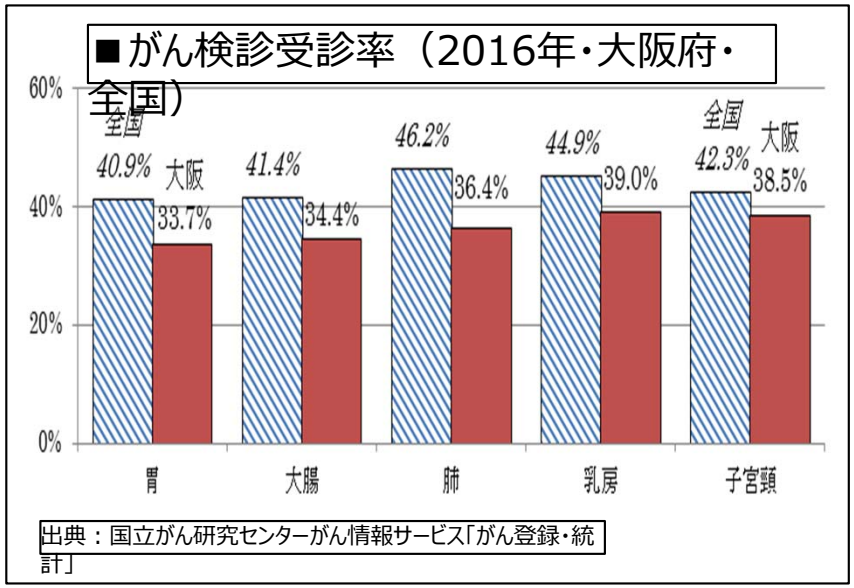

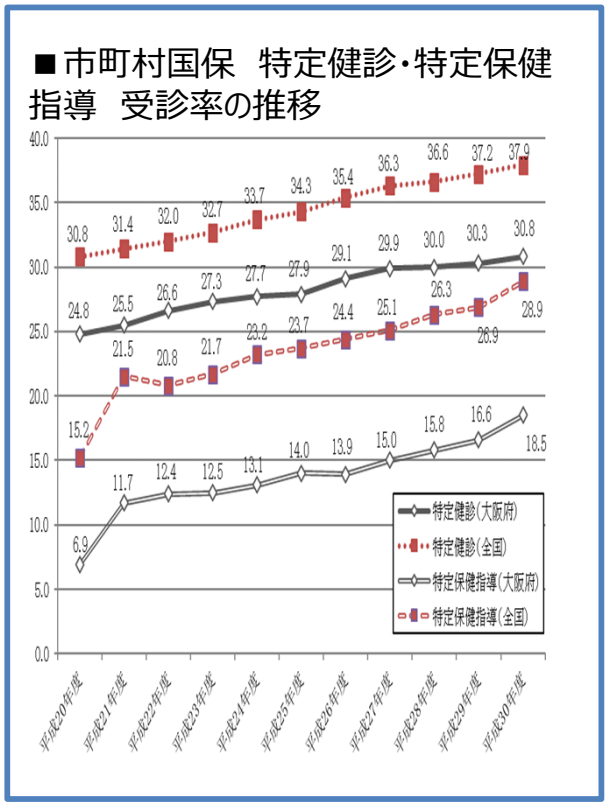

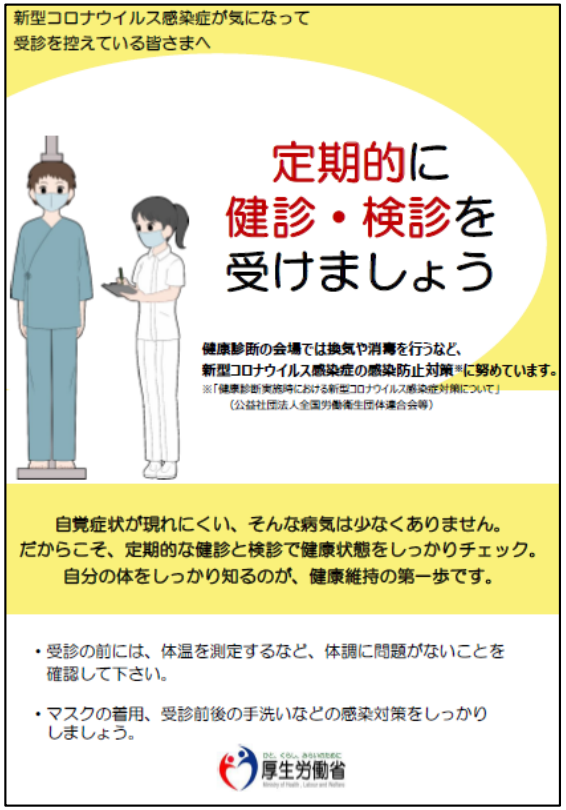

コロナ禍で受診控えをされている府民に安心して健診・検診を受けていただけるように

引き続き
地域における感染の状況を踏まえ、医師会や関係者と適宜相談の上、
受診率向上の取組を進めていただきますようお願いいたします